



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第41号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の廃止

（環 境 政 策 課） 2

【訓 令】

林業普及員執務規程の一部改正

（林 業 課） 2

告 示**島根県告示第213号**

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第312号）は廃止し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

訓 令**島根県訓令第 5 号**

農 林 水 産 部
隠 岐 支 庁
農林振興センター

林業普及員執務規程（平成17年島根県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 4 条第 6 号中「、市町村」を削り、同号を同条第 7 号とし、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 5 第 1 項に規定する市町村森林整備計画の作成及びその達成に必要な技術的援助その他の必要な協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものに関する事。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。